

●講演会等の会場敷地内に施設管理者や主催者が表示する広告物

【条例第7条第2項第4号】

◇講演会、展覧会、音楽会、発表会、サーカスその他の催し物会場の敷地内に、主催者またはその施設等の管理者が、当該講演会等のために設置（表示）する広告物は、許可なく掲出できます。

◆敷地外に表示するときは、許可を得て掲出してください。

※広告物の掲出期間は、開催初日のおおむね1か月前から最終日までです。

※会場の敷地内であっても、施設管理者または催し物の主催者以外の者が掲出するのは、該当しませんので、屋外広告物の許可が必要になります。

※主催者等が、会場の敷地外にポスター等を表示するときは、設置場所を管理する者に承諾を得るとともに、屋外広告物の許可を得てから設置する必要があります。

※会場敷地の外柵の外側に表示する場合は、広告物が道路に突き出ないように設置してください。広告物が道路に出る場合は、道路占用許可や屋外広告物の許可が必要になります。